

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大 野 隆 司

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成29年11月 2日

昭島市長 白 井 伸 介

記

諮問第 61 号

個人情報の外部提供について

諮問事項の詳細は、別紙のとおり

別紙

諮問第 61 号

個人情報の外部提供について

(説明) 昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。）第13条第2項第6号の規定に基づき、次の事項について諮問する。

避難行動要支援者名簿に登録された個人情報の避難支援等関係者に対する外部提供について

本市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」といいます。）の一部改正に伴い、これまで実施していた、災害時要援護者支援制度を廃止するとともに、基本法の規定に基づき、新たな支援制度の構築を進めています。

基本法においては、「避難行動要支援者名簿の作成」と「避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供」を市町村に求めています。避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、基本法第49条の10第3項において、名簿の作成に必要な限度において、保有する個人情報の目的外利用が認められています。

しかしながら、避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供に関しては、基本法第49条の11第2項ただし書において本人の同意を得ることを基本としつつ、条例に特別の定めがある場合（次の（3）で説明します。）に認められるものとされています。このことから条例第13条第2項第6号の規定に基づき、意見を求めるものです。

（1） 制度の概要

基本法第49条の11第2項においては、避難支援等に必要な限度で、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供するものと規定されています。

この場合における避難支援等関係者とは、①消防機関、②都道府県警察、③民生委員、④社会福祉協議会、⑤自主防災組織、⑥その他、避難支援等の実施に携わる関係者、これらの者が規定されています。

（2） 情報提供の条件

基本法第49条の11第2項においては、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、本人の同意を得るものとされています。

（3） 条例に特別の定めがある場合

内閣府が策定した、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では、避難支援を実効性のあるものとするために、本人の同意を要し

ない名簿情報の提供に関し、市町村の実情に応じ必要な対応を検討することが求められています。

また、災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について（平成25年6月21日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省社会・援護局総務課長 通知）の第1 IV 5（3）② エでは、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合についても、基本法第49条の11第2項にいう「条例に特別の定めがある場合」に該当することが明らかにされています。

（4） 名簿情報の提供

避難行動要支援者に対する避難支援等を適切に実施するため、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を事前に提供する必要があります。

（5） 避難行動要支援者の範囲

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、要介護認定を受けた者のうち、その要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかであるもの
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級若しくは2級であるもの又は東日本旅客鉄道株式会社の身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月1日施行）別表に定める、第1種身体障害者に該当するもの
- ③ 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため都道府県知事又は指定市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市をいう。）の長から交付される手帳で、精神発達の遅滞の程度の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、精神発達の遅滞の程度が最重度及び重度であるもの
- ④ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級又は2級であるもの
- ⑤ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条の支給認定を受けている者又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第6条の医療券の交付を受けている者であって、②記載の身体障害者手帳、③記載の療育手帳又は④記載の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

- ⑥ 昭島市長が、災害時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため
特に支援を要すると認める者

(6) 避難支援等関係者の範囲

- ① 昭島消防署
- ② 昭島警察署
- ③ 昭島市消防団
- ④ 自主防災組織
- ⑤ 自治会
- ⑥ 民生委員
- ⑦ 社会福祉協議会

(7) 名簿登載者数（見込み）

約5,000人

(8) 実施時期

平成30年度中

平成29年11月16日

昭島市長

臼井伸介 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大野 隆 司

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成29年11月2日付け29企法指第44号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第61号

個人情報の外部提供について

答 申

諮問第61号

個人情報の外部提供について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、避難行動要支援者名簿に登録された個人情報を避難支援等関係者に対して事前に提供することについては、災害時の迅速な避難支援等を行うために有益かつ必要であるが、当該名簿に個人の障害等に関する極めて重要な情報を含んでいるため、次に掲げる条件を付したうえで了承する。

- 1 本人の同意を得ることを前提とし、事前の提供を拒否した者の情報は提供しないこと。
- 2 回答のない者については、避難行動要支援者であることに鑑み、所要の措置等を講じたうえで提供すること。

なお、個人情報の取扱いについては、十分に留意し、適正な運用に努めていただきたい。